

分析結果報告書

令和3年6月25日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町74番6
Tel (0157) 57-1061

業務担当者：笠松



令和3年5月10日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 廃棄物最終処分場水質検査業務

試料名 地下水（上流側）（安定型及び管理型最終処分場 才環生第2171号）

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{※1}	分析方法
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号付表3
総水銀	mg/L	0.00005未満	0.00005	0.0005以下	昭和46年環告59号付表2
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	JIS K0102 55.2
鉛	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0102 54.2
六価クロム	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05 以下	JIS K0102 65.2.3
砒素	mg/L	0.001	—	0.01 以下	JIS K0102 61.2
全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1	検出されないこと ^{※2}	JIS K0102 38.1.2及び38.2
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.0001 未満	0.0001	0.002 以下	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0001 未満	0.0001	0.004 以下	JIS K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.04 以下	JIS K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	1 以下	JIS K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0001 未満	0.0001	0.006 以下	JIS K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0001 未満	0.0001	0.002 以下	JIS K0125 5.2
チウラム	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.006 以下	昭和46年環告59号付表5
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	昭和46年環告59号付表6, 第1
チオベンカルブ	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.02 以下	昭和46年環告59号付表6, 第1
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
セレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0102 67.2
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05 以下	昭和46年環告59号付表8
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	平成9年環告第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.03 未満	0.03	—	JIS K0102 43.2.5及び43.1.2
ふっ素	mg/L	0.11	—	10 以下	JIS K0102 34.1
ほう素	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102 47.1
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.078	—	1 以下	JIS K312
水温	℃	12.1	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	5.4	—	—	JIS K0102 7.1
採水時刻	—	13:40	—	—	—

備考

※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（制定：昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、最終改正：平成25年2月21日環境省令第3号）別表第2に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L、全シアン：0.1mg/L、ポリ塩化ビフェニル：0.0003mg/L

分析結果報告書

令和3年6月25日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町74番6
TEL (0157) 57-1061

業務担当者：笠松



令和3年5月10日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 廃棄物最終処分場水質検査業務

試料名 地下水下流側(安定型及び管理型最終処分場 才環生第2171号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{※1}	分析方法
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号付表3
総水銀	mg/L	0.00005未満	0.00005	0.0005以下	昭和46年環告59号付表2
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	JIS K0102 55.2
鉛	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0102 54.2
六価クロム	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05 以下	JIS K0102 65.2.3
砒素	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0102 61.2
全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1	検出されないこと ^{※2}	JIS K0102 38.1.2及び38.2
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.0001 未満	0.0001	0.002 以下	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0001 未満	0.0001	0.004 以下	JIS K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.04 以下	JIS K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	1 以下	JIS K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0001 未満	0.0001	0.006 以下	JIS K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0001 未満	0.0001	0.002 以下	JIS K0125 5.2
チウラム	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.006 以下	昭和46年環告59号付表5
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	昭和46年環告59号付表6, 第1
チオベンカルブ	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.02 以下	昭和46年環告59号付表6, 第1
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
セレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0102 67.2
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05 以下	昭和46年環告59号付表8
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	平成9年環告第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	—	—	JIS K0102 43.2.5及び43.1.2
ふっ素	mg/L	0.27	0.27	10 以下	JIS K0102 34.1
ほう素	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102 47.1
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.11	—	1 以下	JIS K312
水温	℃	7.1	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	5.4	—	—	JIS K0102 7.1
採水時刻	—	14:00	—	—	—

備考

※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(制定：昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、最終改正：平成25年2月21日環境省令第3号)別表第2に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L、全シアン：0.1mg/L、ポリ塩化ビフェニル：0.0003mg/L

分析結果報告書

令和3年6月25日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町74番6
Tel (0157) 57-1061
業務担当者：笠松



令和3年5月10日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 廃棄物最終処分場水質検査業務
試料名 放流水(安定型及び管理型最終処分場 才環生第2171号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{※1}	分析方法
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表3
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.005 以下	昭和46年環告59号 付表2
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.03 以下	JIS K0102 55.2
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 54.2
有機リン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	昭和49年環告64号 付表1
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	mg/L	0.008	—	0.1 以下	JIS K0102 61.2
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102 38.1.2及び38.2
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.2 以下	JIS K0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.04 以下	JIS K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	1 以下	JIS K0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.4 以下	JIS K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	3 以下	JIS K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.06 以下	JIS K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
チウラム	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.06 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.03 以下	昭和46年環告59号 付表6の第1
チオベンカルブ	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.2 以下	昭和46年環告59号 付表6の第1
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 67.2
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	昭和46年環告59号 付表8
ほう素及びその化合物	mg/L	9.6	—	50 以下	JIS K0102 47.2
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.5 未満	0.5	15 以下	JIS K0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	3.1	—	200 以下	JIS K0102 42.2, 43.2.5 JIS K0102 及び43.1.2
水素イオン濃度(水素指数)	—	7.8	—	5.6以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下	JIS K0102 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	4	—	60 以下	JIS K0102 21及び32.4
化学的酸素要求量	mg/L	53	—	90 以下	JIS K0102 17
浮遊物質	mg/L	8	—	60 以下	昭和46年環告59号 付表9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	JIS K0102 附属書1(参考)補足II-1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	0.5 未満	0.5	30 以下	JIS K0102 附属書1(参考)補足II-2
フェノール類含有量	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	JIS K0102 28.1.1及び28.1.2
銅含有量	mg/L	0.01	—	3 以下	JIS K0102 52.3
亜鉛含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	2 以下	JIS K0102 53.2
溶解性鉄含有量	mg/L	0.19	—	10 以下	JIS K0102 57.3
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	10 以下	JIS K0102 3.2及び56.3
クロム含有量	mg/L	0.1 未満	0.1	2 以下	JIS K0102 65.1.3
大腸菌群数	個/cm ³	0	—	3000 以下	昭和37年厚・建令1号 別表第1
窒素含有量	mg/L	6.2	—	120 以下	JIS K0102 45.6
リン含有量	mg/L	0.06 未満	0.06	16 以下	JIS K0102 46.3.4
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00056	—	10 以下	JIS K0312:2020
水温	℃	12.2	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	6.1	—	—	JIS K0102 7.1
採取時刻	—	14:40	—	—	—

備考
※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(制定：昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、最終改正：平成29年6月9日環境省令第12号)別表第1に規定される基準値
※2 「検出されないこと」とは、省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L

分析結果報告書

令和3年6月25日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町74番6
Tel (0157) 57-1061
業務担当者：笠松



令和3年5月10日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 廃棄物最終処分場水質検査業務
試料名 河川水上流側(安定型及び管理型最終処分場 才環生第2171号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{※1}	分析方法
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.1 以下	JIS K0102 55.2
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102 38.1.2及び38.2
有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	昭和49年環告64号 付表1
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 54.2
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 61.2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.005 以下	昭和46年環告59号 付表2
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.3 以下	JIS K0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.2 以下	JIS K0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.04 以下	JIS K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.2 以下	JIS K0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.4 以下	JIS K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	3 以下	JIS K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.06 以下	JIS K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
チウラム	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.06 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.03 以下	昭和46年環告59号 付表6, 第1
チオベンカルブ	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.2 以下	昭和46年環告59号 付表6, 第1
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 67.2
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	10 以下	JIS K0102 47.2
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.5 未満	0.5	8 以下	JIS K0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	1.3	—	100 以下	JIS K0102 42.2, 43.2.1 及び43.2.5
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	昭和46年環告59号 付表8
水素イオン濃度(水素指数)	—	7.4	—	5.8以上8.6以下 海域 5.0以上 9.0以下	JIS K0102 12.1
生物学的酸素要求量	mg/L	1.5	—	160 以下	JIS K0102 21及び32.3
化学的酸素要求量	mg/L	3.9	—	160 以下	JIS K0102 17
浮遊物質	mg/L	9.5	—	200 以下	昭和46年環告59号付表9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	JIS K0102 附属書I(参考)補足IIの1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	0.5 未満	0.5	30 以下	JIS K0102 附属書I(参考)補足IIの2
フェノール類含有量	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	JIS K0102 28.1.1及び28.1.2
銅含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	3 以下	JIS K0102 52.3
亜鉛含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	2 以下	JIS K0102 53.2
溶解性鉄含有量	mg/L	0.34	—	10 以下	JIS K0102 3.2及び57.3
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	10 以下	JIS K0102 3.2及び56.3
クロム含有量	mg/L	0.1 未満	0.1	2 以下	JIS K0102 65.1.3
大腸菌群数	個/cm ³	0	—	3000 以下	昭和37年厚・建令1号別表第1
窒素含有量	mg/L	1.4	—	120 以下	JIS K0102 45.2
燐含有量	mg/L	0.06 未満	0.06	16 以下	JIS K0102 46.3.1
水温	℃	12.3	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	5.3	—	—	JIS K0102 7.1
採取時刻	—	15:30	—	—	—

備考

※1 「排水基準を定める省令」(制定：昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成25年9月4日環境省令第20号)別表第一及び別表第二に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L

分析結果報告書

令和3年6月25日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店

〒090-0802 北海道北見市田端町74番6

Tel (0157) 57-1061

業務担当者：笠松



令和3年5月10日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 廃棄物最終処分場水質検査業務

試料名 河川水 downstream (安定型及び管理型最終処分場 才環生第2171号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{*1}	分析方法
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.1 以下	JIS K0102 55.2
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102 38.1.2及び38.2
有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	昭和49年環告64号 付表1
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 54.2
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 61.2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.005 以下	昭和46年環告59号 付表2
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと ^{*2}	昭和46年環告59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと ^{*2}	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.3 以下	JIS K0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.2 以下	JIS K0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.04 以下	JIS K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.2 以下	JIS K0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.4 以下	JIS K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	3 以下	JIS K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.06 以下	JIS K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
チウラム	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.06 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.03 以下	昭和46年環告59号 付表6, 第1
チオベンカルブ	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.2 以下	昭和46年環告59号 付表6, 第1
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 67.2
ほう素及びその化合物	mg/L	0.6	—	10 以下	JIS K0102 47.2
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.5 未満	0.5	8 以下	JIS K0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	1.3	—	100 以下	JIS K0102 42.2, 43.2.1 及び43.2.5
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	昭和46年環告59号 付表8
水素イオン濃度(水素指数)	—	7.7	—	5.8以上8.6以下 海域 5.0以上 9.0以下	JIS K0102 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	2.1	—	160 以下	JIS K0102 21及び32.3
化学的酸素要求量	mg/L	6.9	—	160 以下	JIS K0102 17
浮遊物質	mg/L	8.1	—	200 以下	昭和46年環告59号付表9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	0.5 未満	1	5 以下	JIS K0102 附属書I(参考)補足IIの1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	0.5 未満	1	30 以下	JIS K0102 附属書I(参考)補足IIの2
フェノール類含有量	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	JIS K0102 28.1.1及び28.1.2
銅含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	3 以下	JIS K0102 52.3
亜鉛含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	2 以下	JIS K0102 53.2
溶解性鉄含有量	mg/L	0.59	—	10 以下	JIS K0102 3.2及び57.3
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.08	—	10 以下	JIS K0102 3.2及び56.3
クロム含有量	mg/L	0.1 未満	0.1	2 以下	JIS K0102 65.1.3
大腸菌群数	個/cm ³	0	—	3000 以下	昭和37年厚・建令1号別表第1
窒素含有量	mg/L	1.5	—	120 以下	JIS K0102 45.2
燐含有量	mg/L	0.06 未満	0.06	16 以下	JIS K0102 46.3.1
水温	℃	12.2	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	5.4	—	—	JIS K0102 7.1
採取時刻	—	15:10	—	—	—

備考

※1 「排水基準を定める省令」(制定：昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成25年9月4日環境省令第20号)別表第一及び別表第二に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L